天理市上下水道局管理規程第1号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

天理市上下水道事業の管理者 天理市長 並 河 健

第4条給水係の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号 を削り、第15号を第12号とする。

第4条工務係の項第1号中「配水管等」を「配水管、送水管及び導水管(以下「配水管等」という。)」に改め、同項第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受託工事及び他工事による配水管等の支障移設工事等の設計、施行及び監督に関すること。
- 第6条施設係の項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。
- (19) 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第16条に規定する工事等に係る下水道台帳等の作成、整備及び保管に関すること。
- 第6条事業係の項第3号中「下水道台帳等」の次に「(法第16条に規定する工事等に係るものを除く。)」を加える。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。